

○松阪市議会文書質問取扱要綱

平成24年10月18日議会告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号）第11条第1項に規定する文書質問について、必要な事項を定めるものとする。

(文書質問)

第2条 文書質問の内容は、一般質問の内容に相当する程度のもとし、その趣旨が理解しやすいよう具体的に記載するものとする。

2 文書質問の回答期限は、明確な理由がある場合に限り、これを指定することができる。

3 文書質問は、議会開会期間中はこれを行うことができない。

(手続)

第3条 議員は、文書質問を行おうとするときは、文書質問書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 議長は、文書質問書が提出されたときは、速やかにその必要性、妥当性、時期等を勘案した上で適正なものであると認めたときは、市長に提出し、回答を求めるものとする。

3 市長は、文書質問書を受理したときは、速やかに文書質問に対する回答書（様式第2号）により回答するものとする。

4 議長は、回答書を受理したときは、速やかに質問した議員に送付するものとする。

(記録及び公表)

第4条 議長は、文書質問書及び回答書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。

2 文書質問書及び回答書の内容は、市議会のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会改革特別委員会において協議し決定する。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

松阪市長 様
（市議会議長経由）

議 会 事 務 局	受付番号	年 第 号
	受付日	年 月 日
	送付日	年 月 日
	回答受理日	年 月 日

議員名 ⑩

文書質問書

松阪市議会文書質問取扱要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり質問いたします。

記

- 1 質問件名
- 2 質問内容
- 3 回答期限及びその理由

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

議員 様

（市議会議長経由）

松阪市長
（担当部局 ）」

文書質問に対する回答書

年 第 号の文書質問について、松阪市議会文書質問取扱要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 質問件名
- 2 回答内容